貸付申込みに当たっての留意事項
（一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭）

貸付けの申込みに当たっては，次の事項に留意するとともに，不明な点については，貸付担当職員に相談のうえ，申込書類を提出してください。

1　貸付申込書の添付書類について（平成１６年９月から実施）

一般・特別・教育・結婚・葬祭貸付けについては，「必要額が確認できる書類」の添付を要し，当該書類により確認できた必要額（契約書等の記載金額）の範囲内で，かつ限度額の範囲内で貸付けを行う。ただし，一般・特別貸付けについては，貸付金額（借替えの場合は差引送金額）が１００万円以上の場合にのみ添付を要する。

2　支払い後の貸付申込期限について（平成１６年９月から実施）

一般・特別・教育・結婚・葬祭貸付けについては，支払い後の貸付け申込みも可能とする。

ただし，支払日から概ね１か月以内に申込みを行うこととする。

3　一般貸付けにおける借替えの制限期間について（平成１６年９月から実施）

一般貸付けにおいて，既に借り受けている貸付金の交付を受けた月の初日から起算して２年を経過しないと借替えることができない。

（例）平成１４年９月２３日に一般貸付けを受けた場合
→　平成１６年９月１日以降に借替え可能（申込みは８月から可能）

4　残元金（未償還元金）の合計額の貸付制限について（平成１６年９月から実施）

一般・教育・災害・医療・結婚・葬祭貸付け（以下「総額規制対象貸付け」という。）の申込時において，貸付時における総額規制対象貸付けに係る貸付けの残元金（未償還元金）の総額が，申込金額を含めて７００万円を超えない範囲内で当該貸付けを受けることができる。ただし，申込金額は各貸付限度額の範囲内とする。

5　借入金の年間返済額による貸付制限について（平成１８年９月申込み受付分から実施）New

当共済組合及び他の金融機関等からの借入金に係る年間の返済総額を給料月額の４．８倍以内とし，当該限度額を超える場合は，新たな貸付けを制限する。

これに伴い，申込人は，貸付申込み（高額医療及び出産貸付けを除く）時に，「借入状況等申告書」〔整理番号 91〕をその他の必要書類と併せて提出することとする。

なお，他の金融機関等からの借入状況について，事実と異なる申告があった場合は，次項「6　貸付事故者等の通知」の取扱いにより，当該事実を所属所長へ通知する。

「当共済組合への年間返済額」＋「他の金融機関等への年間返済額」≦ 給料月額 × ４．８

（注）「他の金融機関等」とは，当共済組合以外の団体及び個人を指す。（「借入状況等申告書」〔整理番号 91〕に記載のとおり）

6　貸付事故者等の通知について（平成１８年９月申込み受付分から実施）New

借受人が次の項目に該当した場合は，当該事実を所属所長へ通知する。

なお，借受人は，貸付申込み時に，前項５の「借入状況等申告書」〔整理番号 91〕において，この取扱いに同意することとする。

① 貸付申込み時の提出書類に虚偽の記載がある場合
② 貸付事故（貸倒れ）が発生した場合
③ 貸付規程に違反した場合

（注）「借入状況等申告書」〔整理番号 91〕には，貸付事故者等の通知に同意する旨が記載されています。同意が得られない場合は，貸付申込みを受け付けることができません。

H18.8 改定 〔整理番号　５７－２〕